

令和7・8年度 山形県真室川町競争入札参加資格審査申請要領

1 申請受付期間及び方法

(1) 受付期間

令和7年2月1日（土）から 令和7年2月28日（金）まで

申請は、「電子申請」、「郵便」、「持参（持参は町内事業者に限る）」での受付とします。デジタル化推進のため、町内事業者以外は原則電子申請とします。

※1 電子申請による提出は、令和7年2月28日の23時59分までに当町で受信確認できたものを有効な申請とします。

※2 郵便等による提出は、令和7年2月28日の消印有効とします。

※3 持参による提出は、令和7年2月28日の午後5時までとします。ただし、土曜日、日曜日及び祝祭日を除きます。

※4 物品販売・役務の提供等については、随時追加受付を行います。年度当初からの入札参加を希望される場合は、今回の受付期間内に申請して下さい。

(2) 提出先

【電子申請による提出の場合】

やまがたe申請 真室川町電子申請サービス「令和7・8年度 真室川町競争入札参加資格審査申請」フォームを使用してください。

※1 添付ファイルの合計容量が20MBを超えた場合は当町で受信が困難となります。合計容量が20MBを超えた場合は添付ファイルを2通に分けて送信する等でご対応ください。

※2 当町で申請を受信した際には、申請を受理した旨の返信があります。返信がない場合は、当町で受信できていない可能性がありますので、「7. 問い合わせ先」までご連絡ください。

【郵送による提出の場合】

〒999-5312

山形県真室川町大字新町124番4 真室川町会計室会計係 あて

※1 受理書が必要な場合は、切手を貼付した返信用封筒に返送先住所・宛名を明記し、申請封筒に同封してください。

【持参による提出の場合】

真室川町会計室会計係（庁舎1階）

※1 受理書が必要な場合は、申し出てください。

(3) 有効期間

令和7年4月1日 から 令和9年3月31日 までの2年間とします。

(4) 申請方法

【電子申請による提出の場合】

フォルダの件名を①「工事（社名）」、②「コンサル（社名）」、③「物品役務（社名）」とし、次の3点を1つのフォルダに格納し圧縮データ化（ZIP形式）したものを添付のうえ送信してください。

なお、申請に必要な電子データは、やまがたe申請 真室川町電子申請サービス、または、当町のホームページからダウンロードしてください。

- ① 申請書はExcel データ【標準様式（※01～03の各区分に応じてご使用ください。）】
- ② 真室川町独自で定めている追加項目用様式のシート4、5及び6はExcel データ
- ③ 添付書類を電子化したPDFデータ
- ④ 1つのフォルダに格納する際のファイルの順番は「00提出書類確認書」のとおりとし、ファイル名は「ナンバーと書類名称」を記載してください。なお、電子データ提出の見本は、お知らせページの下部にありますので参照ください。

※申請書様式内メールアドレスはよくご確認のうえ入力願います。

【郵送・持参による提出の場合】

- ① 郵送の場合は、送付する封筒に「入札参加資格審査申請書在中」と朱書きしてください。
- ② 書類のつづりの順番は「00提出書類確認書」のとおりとしてください。

2 申請区分

標準様式	区 分	業 種 別
01	建設工事	工事請負全般
02	測量・建設コンサルタント等	測量、建築コンサルタント、地質調査、補償コンサルタント、土木コンサルタント等
03	物品販売・役務の提供等	物品売買、役務の提供

3 申請者の資格

申請者は、次に掲げる事項に該当すること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号の規定に該当する者（①契約を締結する能力を有しない者、②破産者で復権を得ない者、及び、③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第32条第1項各号に掲げる者）でないこと。
- (2) 真室川町の町税を滞納していないこと。
- (3) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (4) 建設工事区分申請は、建設工事(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項ただし書に規定する軽微な建設工事を除く。)の請負について、建設業法第3条の規定による許可を受けた者で、2年以上引き続き業としてこれらの業務を営んでおり、かつ、常時使用する従業員が5人以上の者又は資本金が500万円以上の者であること。
- (5) 測量・建設コンサルタント等区分申請は、①測量又は設計の請負については、測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録を受けた者、②建築設計の請負については、建築士法(昭和25年法律202号)第23条第1項の規定による登録を受けた者(同法第3条又は第3条の2の規定する1級建築士又は2級建築士でなければならない設計及び工事監理に該当しないものは除く。)であること。
- (6) 物品販売・役務の提供等区分申請は、①営業に関し許可・登録等を必要とする業種について申請する者は、申請業種に関する関係法令に基づく許可・登録を受けていること。②1年以上引き続き業としてこれらの業務を営んでいる者又は常時使用する従業員の数が3人以上で、かつ、資本金が50万円以上の者であること。③予定価格1,000万円以上の製造の請負及び予定価格500万円以上の物件の買入れについては2年以上引き続き業としてこれらの業務を営んでいる者であること。

4. 提出書類

- (1) 標準様式以外の書類は「提出書類一覧表」を申請区分ごとに確認してください。
- (2) 各納税証明書については、申請日から3か月以内に発行されたものに限り、有効とします。なお、3か月以内に発行されている場合でも、申請日時点で納期限を過ぎている未到来の未納税額がある納税証明書は無効とします。
- (3) 「誓約書」、「委任状」及び「使用印鑑届」の押印が必要な書類について、提出方法は次のとおりとします。

【電子申請による提出の場合】

押印された書類を電子データ化(PDFファイルを基本とする)し、申請書と併せて電子申請に添付してください。また、電子データ化された書類の内容が不鮮明な場合は、再度の提出を求める場合がありますのでご了承ください。なお、真室川町から要請があった場合には原本を提出できるように、申請者にて保管しておいてください。(競争入札参加資格承認書の有効期間満了後は、原本を破棄していただいて構いません。)

【郵送及び持参による提出の場合】

押印された書類の写し(原本可)を申請書と併せて、ご提出ください。

- (4) 「各納税証明書」、「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(建設工事の場合)」、「登録証明書等(測量・建設コンサルタント等の場合)」及び「許可証等(物品販売・役務の提供等)」の写しに

については、上記 4. (3) と同様とします。

ただし、本項目の書類の原本を真室川町が求めることはありませんので、郵送等により提出される際はご注意ください。

5. 業者登録

- (1) 審査の結果、登録が認められた場合は、令和 7 年 4 月 1 日に真室川町のホームページ上で登録業者名等を公表します。
- (2) 申請書類に不備があった場合は補正の上、再度提出してください。
- (3) 審査の結果、申請書類に補正ができない不備又は虚偽の記載があった場合、その他競争入札参加資格を有しないと認められた場合は、理由を付して申請者に通知します。また、登録後であっても虚偽の記載があった場合等は、入札参加資格の承認を取り消すことがあります。

6. 申請内容の変更

競争入札参加資格審査申請書及び添付書類の記載事項について、申請書提出以降に変更が生じた場合は、遅滞なく届け出てください。また、建設工事区分において、入札参加資格の登録前に総合評定値通知書が更新された場合は、更新後の経審の写しを添付して提出してください。

なお、申請内容の変更手続きについては、随時、電子メール・郵送・持参で受付しています。変更届の様式は、やまがた e 申請 真室川町電子申請サービス「令和 7・8 年度 真室川町競争入札参加資格審査申請事項変更届」フォームを使用してください。郵送及び持参の方は町ホームページからも様式をダウンロードすることができます。

7. 問い合わせ先

山形県 真室川町 会計室 会計係

電話番号 : 0233-62-2055

FAX 番号 : 0233-64-1003